

令和7年度

四街道市 一般会計 特別会計 歳入歳出決算
審査意見書

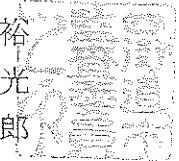
四街道市監査委員



四 監 委 第 4 8 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市監査委員	福 田	裕
同	永 易 正	光
同	森 本 次	郎



令和 7 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 6 月 3 0 日付け財第 7 9 号をもって審査に付された令和 7 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

目 次

令和7年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象	1
第2 実施場所	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の方法	1
第5 審査の結果	1
第6 審査意見	2
1 総括意見	
(1) 一般会計について	2
(2) 特別会計について	2
(3) 普通会計について	3
2 個別意見	
(1) 歳入の確保について	8
(2) 時間外勤務の縮減について	13
(3) 備品の適正な管理について	13
(4) 契約事務の適正な執行について	13

数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和 7 年度 四街道市一般会計・特別会計 歳入歳出決算審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

第 1 審査の対象

令和 7 年度四街道市一般会計歳入歳出決算
令和 7 年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和 7 年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和 7 年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和 7 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
令和 7 年度四街道市一般会計・特別会計実質収支に関する調書
令和 7 年度四街道市財産に関する調書

第 2 実施場所

行政委員会室

第 3 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 1 日から令和 8 年 7 月 2 7 日まで

第 4 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び調書に基づいて計数の正否及び予算執行の適否、地方自治法第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定に留意し、関係諸帳簿、証拠書類を照合するとともに、事前に提示した質問書の回答書をもとに関係職員から説明を聴取した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして審査を実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）は、関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合し、適正であると認められ、予算の執行状況については適正であると認められた。

第6 審査意見

1 総括意見

(1) 一般会計について

令和7年度における一般会計決算額は、歳入41,124,645千円、歳出39,184,408千円で、前年度に比較して歳入0.1%増加、歳出0.4%増加の決算規模となり、予算現額41,166,718千円に対し歳入99.9%、歳出95.2%の執行となっている。

＜一般会計における歳入歳出決算額等の推移＞

(単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
令和5年度	38,937,306	37,856,579	97.2	35,307,084	90.7
令和6年度	41,723,332	41,083,215	98.5	39,038,893	93.6
令和7年度	41,166,718	41,124,645	99.9	39,184,408	95.2

(2) 特別会計について

3つの特別会計決算額の合計は、歳入18,135,368千円、歳出17,753,014千円で、前年度に比較して歳入2.3%増加、歳出2.3%増加の決算規模となり、予算現額18,370,336千円に対し歳入98.7%、歳出96.6%の執行となっている。

＜特別会計における歳入歳出決算額等の推移＞

(単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
令和5年度	17,859,383	17,627,715	98.7	17,318,893	97.0
令和6年度	18,120,106	17,725,361	97.8	17,360,562	95.8
令和7年度	18,370,336	18,135,368	98.7	17,753,014	96.6

(3) 普通会計について

地方公共団体の財政状況の把握、分析比較などに用いられる財政統計上の会計である普通会計からみると、実質収支は1,433,709千円の黒字、単年度収支は248,321千円の赤字、実質単年度収支は151,522千円の赤字となっている。

＜普通会計における決算収支の推移＞

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入決算額 (A)	37,839,687	41,067,587	41,111,066
歳出決算額 (B)	35,290,191	39,023,264	39,170,830
形式収支 (A)-(B)=(C)	2,549,496	2,044,323	1,940,236
翌年度繰越財源 (D)	840,048	362,293	506,527
実質収支 (C)-(D)=(E)	1,709,448	1,682,030	1,433,709
単年度収支 (F)	△ 803,032	△ 27,418	△ 248,321
積立金 (G)	1,260,000	860,000	850,000
繰上償還金 (H)	—	—	—
積立金取崩額 (I)	1,567,125	1,000,810	753,201
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	△ 1,110,157	△ 168,228	△ 151,522

歳入において一般財源21,070,466千円とその他財源20,040,600千円を前年度と比較すると、一般財源では、市税901,376千円、地方消費税交付金174,412千円、地方交付税156,097千円などの増額により、全体で739,193千円、3.6%の増加となっている。一方のその他財源では、使用料5,505千円、繰越金505,173千円、市債（うち臨時財政対策債を除く）2,185,200千円の減額により、全体で695,714千円、3.4%の減少となっている。

歳出においては、経常的経費34,236,254千円、投資的経費3,311,134千円、その他の経費1,623,442千円で、構成比を前年度と比較すると経常的経費が6.0ポイント増加、投資的経費が6.4ポイント減少、その他の経費が0.4ポイント増加となっている。

< 普通会計における一般財源の推移 >

(単位：千円、%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源比率	52.5	49.5	51.3
一般財源計	19,864,695	20,331,273	21,070,466
市税	12,242,231	12,021,634	12,923,010
地方譲与税	225,209	225,615	228,126
利子割交付金	7,054	8,059	26,520
配当割交付金	100,118	136,010	144,555
株式等譲渡所得割交付金	120,045	204,151	240,544
地方消費税交付金	2,101,329	2,182,457	2,356,869
ゴルフ場利用税交付金	18,000	16,285	15,670
自動車取得税交付金	2,609	-	-
自動車税環境性能割交付金	37,133	44,208	44,385
法人事業税交付金	131,342	145,172	154,042
地方特例交付金等	151,760	599,283	129,788
地方交付税	4,512,904	4,642,561	4,798,658
交通安全対策特別交付金	8,661	8,738	8,299
市債（うち臨時財政対策債）	206,300	97,100	-

< 普通会計におけるその他財源の推移 >

(単位：千円、%)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
その他財源比率	47. 5	50. 5	48. 7
その他財源計	17, 974, 992	20, 736, 314	20, 040, 600
分担金・負担金	373, 038	371, 227	396, 297
使用料	262, 182	298, 573	293, 068
手数料	396, 956	363, 353	368, 160
国庫支出金	7, 611, 722	8, 031, 114	8, 850, 176
県支出金	2, 874, 337	3, 017, 465	3, 515, 096
財産収入	22, 156	10, 376	18, 995
寄附金	53, 850	28, 264	118, 799
繰入金	1, 874, 174	1, 321, 006	1, 834, 389
繰越金	2, 816, 604	2, 549, 496	2, 044, 323
諸収入	756, 573	834, 940	875, 997
市債（うち臨時財政対策債を除く）	933, 400	3, 910, 500	1, 725, 300

< 普通会計における性質別経費の推移 >

(単位：千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経常的経費計	30,763,506	31,757,562	34,236,254
人件費	5,119,249	5,347,733	5,742,991
扶助費	11,799,135	12,741,403	13,568,551
公債費	2,350,183	2,340,462	2,428,631
物件費	5,513,732	6,040,196	6,353,768
維持補修費	494,690	498,674	528,421
補助費等	2,595,932	1,748,169	2,446,540
経常的貸付金等	50,000	50,000	50,000
経常的繰出金	2,840,585	2,990,925	3,117,352
投資的経費計	2,124,270	5,802,513	3,311,134
普通建設事業費	2,124,270	5,802,513	3,311,134
災害復旧事業費	—	—	—
その他の経費計	2,402,415	1,463,189	1,623,442
積立金	2,313,411	1,368,351	1,461,392
投資及び出資金貸付金	48,762	62,195	110,531
繰出金（経常的繰出金除く）	40,242	32,643	51,519
歳出合計	35,290,191	39,023,264	39,170,830

今年度の財政力指数は、0.72で、そのほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が93.8%、公債費の元利償還額の負担状況を示す指標である公債費負担比率は9.6%、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は3.2%となっている。

＜普通会計における財政指標の推移＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財政力指数	0.74	0.73	0.72
経常収支比率(%)	90.5	92.5	93.8
公債費負担比率(%)	9.1	9.4	9.6
実質公債費比率(%)	2.0	2.6	3.2

以上のとおり、今年度の決算状況は、歳入において、地方特例交付金等が減少したものの市税の大幅な増加により、一般財源が増加した。一方、国庫支出金が増加したものの、市債（うち臨時財政対策債を除く）の大幅な減少により、その他財源は減少した。その結果、一般財源比率は1.8ポイント増加した。歳出においては扶助費を中心に全体的に増加したことにより、経常的経費は増加した。

財政指標では、経常収支比率は90%台で、前年度より1.3ポイント増加した。硬直化する財政構造について引き続き取り組む必要がある。

このため、今後も市税等一般財源の確保に努めるとともに、特定財源の有効活用を図るなど、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、市民サービスの向上のため最少の経費で最大の効果をあげるよう適正で効果的かつ健全で安定した財政運営に努められたい。

2 個別意見

(1) 歳入の確保について

一般会計での収入未済額は、2,914,358千円で、前年度と比較して0.2%の増加、不納欠損額は、43,605千円で21.7%の減少、特別会計での収入未済額は、681,724千円で、前年度と比較して1.3%の減少、不納欠損額は、55,770千円で19.0%の減少となっている。

収入未済額は依然として多額な状況になっており、徴収対策は重要な課題であるので、特に滞納者に対しては、個々の実情に即した厳正かつ的確な滞納整理を行うなど、収入未済額の縮減を図り収入確保に努められたい。

不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されているものと認められたが、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きいことから、不納欠損処分に至るまでに更なる徴収努力をするとともに、不納欠損処分は今後も厳正に処理されたい。

＜一般会計及び特別会計決算額における収入未済額等の推移＞ (単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①一般会計			
収入未済額	755,587	2,907,195	2,914,358
不納欠損額	42,764	55,684	43,605
②特別会計			
収入未済額	696,191	691,050	681,724
不納欠損額	59,452	68,863	55,770
③全会計合計			
収入未済額	1,451,778	3,598,245	3,596,082
不納欠損額	102,216	124,547	99,375

【一般会計について】

①市税について

徴収率は96.2%で前年度と比較して0.4ポイント増加し、収入未済額474,824千円は、前年度と比較して1.8%減少している。不納欠損額については41,318千円で3.8%減少している。

市税は、歳入の根幹をなす重要な自主財源であり、税負担の公平性の観点からも積極的な滞納整理に取り組むことはもとより、新規滞納者に対しては、早期に接触を図り適切な納付指導を行うなど、様々な徴収対策により徴収率の向上に努めるとともに、市民の納税意識の向上にも一層努力されたい。

<市税における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	11,899,000	103.4	11,790,458	99.1	12,754,726	108.2
調定額	12,806,553	103.2	12,548,312	98.0	13,439,152	107.1
収入済額	(4,077) 12,242,231	103.4	(6,773) 12,021,634	98.2	(6,461) 12,923,010	107.5
不納欠損額	41,453	128.8	42,939	103.6	41,318	96.2
収入未済額	522,869	98.2	483,739	92.5	474,824	98.2
徴収率	95.6		95.8		96.2	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

②保育所等の保護者負担金について

収入未済額4,337千円は、前年度と比較して5.7%減少している。徴収率は98.9%で前年度と比較して0.2ポイント増加している。受益者負担の公平と財源の確保の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

<保護者負担金における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	351,699	106.3	370,714	105.4	382,699	103.2
調定額	360,851	111.7	355,564	98.5	380,736	107.1
収入済額	356,586	111.7	350,917	98.4	376,399	107.3
不納欠損額	69	104.5	45	65.2	-	皆減
収入未済額	4,196	107.3	4,601	109.7	4,337	94.3
徴収率	98.8		98.7		98.9	

③市営住宅使用料について

収入未済額12,505千円は、前年度と比較して10.5%増加している。使用料は受益者負担が原則であり、公平性の観点からも、引き続き定期的な滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導等、更なる徴収の強化に努められたい。

また、市営住宅の老朽化や、退去時の改修工事費用が高額になっている状況が見受けられることから、市営住宅の在り方についても検討されたい。

<市営住宅使用料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	47,860	101.4	44,865	93.7	42,978	95.8
調定額	58,124	98.5	56,017	96.4	55,153	98.5
収入済額	48,290	96.1	44,699	92.6	42,648	95.4
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	9,835	111.9	11,318	115.1	12,505	110.5
徴収率	83.1		79.8		77.3	

④学校給食費について

収入未済額33,842千円は、前年度と比較して2.0%増加している。徴収率は93.3%で前年度と同比率となっている。財源の確保と公平性の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

<学校給食費における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	459,690	105.6	464,325	101.0	472,044	101.7
調定額	492,556	107.1	493,852	100.3	502,668	101.8
収入済額	465,483	106.9	460,680	99.0	468,826	101.8
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	27,073	109.0	33,172	122.5	33,842	102.0
徴収率	94.5		93.3		93.3	

【特別会計について】

①国民健康保険特別会計

国民健康保険税については、収入未済額651,621千円で、前年度と比較して1.0%の減少、不納欠損額については48,031千円で前年度と比較して19.3%減少し、徴収率は72.6%で前年度と比較して0.2ポイント増加している。今後も滞納整理及び電話催告等により、更なる徴収対策に取り組み、国民健康保険財政の健全化と保険税負担の公平適正化に努められたい。

<国民健康保険税における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	1,772,749	92.5	1,867,428	105.3	1,840,002	98.5
調定額	2,499,506	92.3	2,604,653	104.2	2,549,107	97.9
収入済額	(2,778) 1,781,437	92.5	(3,911) 1,886,845	105.9	(5,010) 1,849,455	98.0
不納欠損額	50,442	88.1	59,515	118.0	48,031	80.7
収入未済額	667,627	92.0	658,293	98.6	651,621	99.0
徴収率	71.3		72.4		72.6	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

②介護保険特別会計

介護保険料については、収入未済額21,099千円で、前年度と比較して4.7%の減少、不納欠損額については6,069千円で前年度と比較して27.1%減少している。今後も滞納整理及び電話催告等の徴収対策に取り組み、収入未済額及び不納欠損額の縮減による財源確保に努められたい。

<介護保険料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	1,570,968	99.3	1,846,478	117.5	1,846,710	100.0
調定額	1,608,833	99.6	1,903,755	118.3	1,914,360	100.6
収入済額	(1,957) 1,577,947	99.5	(1,945) 1,873,280	118.7	(1,768) 1,887,192	100.7
不納欠損額	8,561	233.0	8,330	97.3	6,069	72.9
収入未済額	22,326	89.3	22,145	99.2	21,099	95.3
徴収率	98.1		98.4		98.6	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

③後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されているが、保険料については、収入未済額8,666千円で、前年度と比較して15.5%減少、不納欠損額については1,582千円で、前年度と比較して92.7%増加している。

被保険者が増加していく傾向にあるため、今後も滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導により、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められたい。

<後期高齢者医療保険料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比	令和7年度	対前年度比
歳入予算額	1,463,667	106.4	1,602,505	109.5	1,724,703	107.6
調定額	1,425,393	104.9	1,585,295	111.2	1,698,903	107.2
収入済額	(2,008) 1,419,244	104.8	(1,748) 1,574,214	110.9	(4,102) 1,688,655	107.3
不納欠損額	450	117.8	821	182.4	1,582	192.7
収入未済額	5,699	128.4	10,260	180.0	8,666	84.5
徴収率	99.6		99.3		99.4	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

(2) 時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取組みを実施している。また、令和7年10月1日からは、業務の見直し等の時間を確保するとともに、働き方改革を推進する事を目的として、開庁時間の短縮も実施されている。

全所属より時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和7年4月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、時間外勤務縮減の趣旨を踏まえ、引き続き時間外勤務の確実な縮減への取組みを一層進め、計画的・効率的な業務推進に努められたい。

また、各部署において職員数が充足しているとはいえない状況であり、特に一部の部署では、人員不足による恒常的な時間外勤務が発生していることから、更なる職員の増員に向け検討されたい。

(3) 備品の適正な管理について

本決算審査にあたり、現物と、備品台帳の内容について登録漏れ、廃棄漏れや使用場所の不記載が散見された。

備品は市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくためにも、その価格と数量を正確に把握し、実在性を確かめることは重要である。令和7年11月5日付け経営企画部長及び会計管理者連名による事務連絡「備品の適正な管理について（通知）」のとおり、各部署においては、備品取得時には速やかに台帳へ登録し、管理用シールを貼付するとともに、備品台帳の記載内容と現物の整合性について定期的に所在確認を行うことにより、適正な管理に努められたい。

(4) 契約事務の適正な執行について

契約事務については、法令等に則り、適正な事務処理を行うことが求められる。

本決算審査にあたり、地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約の要件について、その解釈や適用が曖昧な事例が見受けられた。随意契約は前例を踏襲するのではなく、法令の趣旨に沿った適用の可否について、その都度精査すべきである。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を締結する場合において、四街道市財務規則第107条の2に規定する契約締結状況等の公表についても不備が認められた。

契約事務を所管する契約課においては、「契約の手引き」の改訂など、職員の契約事務能力の向上に向けた取組を実施している。しかしながら、このような不適切な契約事務処理が散見されたことから、全職員を対象とした契約制度に関する理解をより一層深めるための研修を早期に実施されたい。